

交通事故判例からみた適法な施術行為の範囲と施術費の問題点

弁護士 久保田和之

第1 東京地裁平成14年2月22日判例（別紙「判決書」）

第2 要件論

判例は、整骨医の施術費など、東洋医学の施術費が損害賠償の対象になることを認めています。が、次のような要件を必要としています。

- ① 原則として、施術を受けるにつき医師の指示を受けることが必要である。「原則」なので「例外」がある。
- ② 施術につき医師の指示があるかないかを問わず、次の要件を満たす必要がある。
 - i 施術の必要性がある。
 - ii 施術に有効性がある。
 - iii 施術内容が合理的である。
 - iv 施術期間に相当性がある。
 - v 施術費に相当性がある。

第3 会計検査院の調査結果

1 「柔道整復師の施術に係わる療養費の支給について」（平成5年12月3日発表）

- ① 療養費が、柔道整復師の施術の対象とならない傷病について請求されていた。（←施術の必要性）
- ② 患者の療養上必要な範囲及び限度を超えて行われた施術につ

いて請求している事例が多数見受けられた。(←施術内容の合理性)

- ③ 内因性疾患患者等に対する施術が多数認められた。(←施術内容の合理性)
- ④ 療養費の申請負傷部位数及び施術日数が多い (←施術の必要性、施術期間の相当性)。
- ⑤ 一人当たりの柔道整復師が扱う患者の数が多い。(←施術の有効性)
- ⑥ 鍼灸師の施術が柔道整復師の施術料金として請求されている。
(←施術費の相当性)
- ⑦ 負傷原因の具体的な記載が欠ける。(←医師の指示)

2 上記要件は、この調査結果に依拠していると考えられる。

第4 要件論の問題点等

1 上記要件の関係

- ① 「医師の指示」がある場合でも、当然に施術費が全額請求できるものではない。上記 i ~ v の要件を検討する必要がある。
- ② 上記 i ~ iv の要件は必要である。これらの要件が立証できて始めて、施術費は、交通事故との間に相当因果関係が認められ、加害者にその施術費を請求できる。
- ③ 医師の指示が「ある」は、それが「ない」場合と比較したとき、上記 i ~ iv の要件の立証がしやすい (片岡裁判官)。

2 「医師の指示」

- ① 整形外科医 (西洋医学) は、東洋医学 (接骨医など) の知識、技術などがあるのか? 「適切な指示」ができるのか?
- ② 「医師が、患者に対し治療の一環として柔道整復師の施術を

利用することを勧めたり、あるいは指示するということは考えにくい現状にある（片岡裁判官）」

- ③ 医師の指示を「原則」とするのは不合理である。

第3 過去の裁判例（別紙「判例要旨」）

東京地裁平成16年2月27日判決

「頸椎捻挫、両膝捻挫、右下腿打撲で併合14級の被害者（男・31歳）につき、×医師の指示はないが、①施術により疼痛が軽快し②整形外科における治療回数が減少していること、③施術費が社会一般の水準と比較して妥当であること、④加害者らが施術を認めていたこと等から、→症状固定までの整骨院施術費全額を認めた」

以上